

通称 接骨院ボランティア宮城 (SVM)

社団法人 宮城県柔道整復師会：県内の接骨院、整骨院を開業している正会員、並びに接骨院、整骨院、医療機関、プロ・アマスポーツ界、その他に従事している準会員で構成し、公益法人の尊厳を守り、その責任を果たすことを目的に、各種公益事業を通し国民医療の充実や健康増進に寄与し積極的に社会貢献をしています。

接骨・整骨院：国民の日常生活、スポーツ活動、労働、交通事故などによって発生した骨折、脱臼、捻挫、打撲、挫傷及びさまざまな状況下で時間をかけて発生してくる骨、関節、筋肉、腱などの損傷とこれらに伴う障害治療やゆがんだ骨格を整え、からだの運動機能を改善し健康へと導く、治療のスペシャリストです。そして、健康保険、自動車賠償責任保険、自動車任意保険、労災保険、公務災害、※公費負担制度並びにその他任意のスポーツ保険、傷害・災害保険、各種共済や PTA 互助会等の取り扱い機関として、国民の信頼のもと医療社会の一翼を担っています。

※公費負担制度：日本体育・学校健康センター法に基づく協定等、一人親家族医療、生活保護法による医療扶助、福祉医療、児童福祉施設入所児童等

接骨院ボランティア宮城：これまで、会員一人一人が長い間培ってきた、ボランティア活動の評価をフィードバックし、さらに検討を加え、従来型の一時の親切心や趣味、特技、または余暇を利用した個々のボランティア活動とは別に、社団法人の組織が継続的に接骨・整骨院相互のネットワークと、プロの「治療技術」や「物」で“本業ボランティア”「SVM」として、治療室単位のフールドから社会的ニーズに応えるフィールドの規模へと積極的に参加し、国民の安全と安心に貢献しています。さらに、他のボランティア団体との連携や協力によって新たなネットワークを形成、地域文化の育成発展に寄与しています。

活動内容： 1) 災害時、県境なき医療救護活動 2) 運動競技医療救護活動
3) 講演・実技講習活動 4) その他、目的達成に必要な活動

依頼規定： SVM 活動の派遣依頼に際しましては、所定の「SVM ボランティア依頼書」をご使用の上、以下の全ての規定を満たした依頼者（団体）への派遣となりますので、予めご了承下さい。

- 1) 講演、実技、各種大会主催者の規模が、宮城県市区町村並びにそれに準ずる団体であること。
- 2) 「SVM ボランティア依頼書」の受付は、原則として活動日の一ヶ月前であること。
- 3) 受付窓口は、本部窓口、地域代表治療室及び地域会員治療室とすること。
- 4) 添付資料として、「(社) 宮城県柔道整復師会接骨院ボランティア宮城」、「活動内容」及び「派遣者会員氏名」を講演、実技、大会用パンフレットやプログラムに明記、またはそれに準ずる資料を開催日の7日前までに本部窓口へ直接、若しくは郵送にて提出すること。

- * 災害時の医療救護活動に関しましては、この限りではありません。
- * 派遣会員の調整が出来ないときは、派遣及びご要望に応じられない場合があります。
- * 所定の依頼書のご要望は本部窓口、または当会会員に直接お申し付け下さい。